

報告書提出に際してのお願い（留意事項）

- 定期報告は、建築基準法に基づいた制度です。対象でない建築物、設備等の報告を兵庫県及び兵庫県内の特定行政庁が提出を求めることはありませんのでご注意願います。

また、対象でない定期報告を任意で提出された場合についても受付は致しません。必ず案内通知書をご確認の上、手続きをお願いいたします。

- 報告書の様式は最新の様式を採用してください。

（令和7年7月1日に報告様式が変更されました。）

古いものは法令・条・項目と調査結果にずれが生じる場合があります。

その場合、再提出をお願いする場合があります。

- 提出期間：特定行政庁によって期間が異なります。ご注意ください。

特定行政庁	受付開始	報告期限
兵庫県	令和7年6月2日※	令和7年12月末日
尼崎市	令和7年6月2日※	令和7年12月末日
姫路市	令和7年7月1日	令和7年12月末日
西宮市	令和7年7月1日	令和7年11月末日
伊丹市	令和7年6月2日※	令和7年12月末日
明石市	令和7年7月1日	令和7年12月末日
加古川市	令和7年7月1日	令和7年12月末日
宝塚市	令和7年7月1日	令和7年10月末日
川西市	令和7年7月1日	令和7年12月末日
三田市	令和7年6月2日※	令和7年12月末日
芦屋市	令和7年7月1日	令和7年12月末日
高砂市	令和7年6月2日※	令和7年12月末日

- 提出先：兵庫県建築防災センター 078-252-3983

- 窓口受付時間：午前9時から11時30分まで 午後1時から4時30分まで

- 一度に報告件数が多い、1件の報告書内の棟数が多い、建築設備並びに防火設備の検査報告箇所が多いなどの報告書を提出される方は、受付時間の早い時間帯にお越しください。

- 報告期限に近づくほど窓口は大変混雑します。上記報告期限に関わらず早期の提出をお願いいたします。

（※神戸市内の特定建築物・建築設備・防火設備の定期報告書は、神戸市の指定様式にて神戸市役所へ提出してください。） [神戸市定期報告制度\(ヘリンク\)](#)

■ コード番号のない報告書は取り扱いできません。

- ☆ コード番号は、所有者へお届けしている「定期報告案内書」に記載しています。所有者(定期報告依頼主)に必ずコード番号をおたずねください。
- ☆ 本年度提出報告対象物は、初めて提出する物件も含め、特定行政庁からの「特殊建築物概要書」を基に予めコード番号が附番されていますので「定期報告案内書」をご確認ください。
- ☆ 防災センターではコード番号照会対応は行っておりません。建物所在地を所管する特定行政庁にお問い合わせください。

－受付をした証が必要な場合－

報告書を受付した証が必要な場合は、第一面(表紙)を別にご用意ください。

郵送の場合は、第一面(表紙)を別にご用意頂き、第一面(表紙)返信用の封筒に 切手貼付、送付先を記載の上、同封ください。